

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和5年9月8日

午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、9番、桂川議員、10番、堀議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 令和4年度各会計決算審査特別委員会開催のため本会議を休憩いたします。

午前10時00分休憩

午後2時31分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第2、認定第1号 令和4年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和4年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和4年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和4年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、竹田委員長。

●委員長（竹田議員） 令和4年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和4年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてはほか8件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり認定すべきも

のと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 初めに、認定第1号 令和4年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和4年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第2号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第3号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第4号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第5号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第6号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第7号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第8号 令和4年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 令和4年度厚岸町水道事業決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第9号 令和4年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 令和4年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 日程第3、報告第11号 令和4年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第11号「令和4年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告するものであります。

議案書11ページをお開き願います。

令和4年度厚岸町一般会計等における(1)健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字でありますので、比率なしであります。②連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので、比率なしであります。③実質公債比率、11.5%、④将来負担比率、82.4%であります。

当町に適用される早期健全化基準は、右覧のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、令和4年度厚岸町公営企業会計における(2)資金不足比率であります。いずれの会計も資金不足はございませんので、比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準は、右覧のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第11号説明資料により、ご説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、実質赤字比率であります。この比率は、一般会計の実質赤字額について、標準財政規模に対する割合で占める比率であります。表の上段右側、太枠で囲っているところですが、比率はマイナス11.32%、この表記につきましては、実質収支が黒字のため、マイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので、比率なしとなります。

次に、連結実質赤字比率であります。一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足、譲与額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の右下下段のとおり、マイナス15.06%、この表記につきましても、収支が赤字でなく、黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので、比率なしとなります。

表の下に前年度の比率を表記しておりますので、ご参照願います。

2ページをお開きください。

実質公債比率であります。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計と公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3か年の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載しております。表の右中央に記載のとおりで、本年度の比率は11.5%で、前年度との比較では同率でありますので、増減はありません。

3ページをご覧ください。

将来負担比率であります。この比率は、一般会計が将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。資料には、各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。表の右下段に記載のとおり、本年度の比率は82.4%で、前年度との比較では0.5ポイントの増加であります。

4 ページをお開きください。

参考として、備荒資金超過納付金を算定に含めた場合の将来負担比率は57.2%であります。

5 ページをご覧ください。

資金不足比率であります。この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模に対する割合で示す比率であります。この比率対象となる会計につきましては、記載のとおり4会計となっております。水道事業会計、マイナス62.2%、このマイナス表記は資金不足額ではなく、資金譲与額の割合であります。次に、病院事業会計は、ゼロ%、資金不足額はありません。次に、簡易水道事業、マイナス1.5%、このマイナス表記は資金不足額ではなく、資金譲与額の割合であります。次に、下水道事業特別会計であります。収支ゼロのため、比率はゼロ%であります。四つの会計とも資金不足額がないことから、公表する場合は、比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第11号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。  
代表監査委員。

- 代表監査委員（黒田監査委員） ただいま議題となりました報告第11号 令和4年度厚岸町の一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査した結果につきましては、皆様方のお手元に配付をさせていただきました別紙意見書のとおりでございますが、一般会計における健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これらの4項目とも、算出した比率数値は適正であり、算出根拠及び算出したそれらの方法も間違いなく正確であるものと認められたところでございます。

なお、4項目とも比率数値上は早期健全化基準以下となっている中にありまして、将来負担比率につきましては、近年上昇傾向にございまして、基準値を大幅に下回っているものの、今後の大型起債事業等々の実施の際には十分にご留意されるよう望むところでございます。

また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計における資金不足比率につきましても適正であり、基準内にあつて、現段階においては数値上問題ないものと判断しているところでございます。

よって、当年度の厚岸町におきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、町長から審査に付されました健全化比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類は、いずれも適正であり、誤りがないものと認められたことを申し上げまして、監査報告とさせていただきます。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。  
2番、室崎議員。

●室崎議員 非常に難しい記述が並んでいまして、なかなか読んでも難しいというか分からないことが多いので、その中でも実質公債比率と将来負担比率について、二、三お聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

かつては公債比率という言い方をしていましたよね。簡単に言うと、今年起債償還とか、あるいは債務の返還をする、それに使われるお金が、当時は一般会計だけで考えていましたけれども、要するに財政規模の中で何%を占めるかという、簡単に言ってしまうとそういうことで、これが公債比率から実質公債比率という言い方に、言い方というかちょっと数式も変わったのだけれども、移ったのは、隠し部屋をつくらせないということではないかというふうに理解しておりますが、それでよろしいかどうか。違っていたら、ここ違うよということをはっきり教えてください。

言ってしまうと、自分の家の家計に勘案して、大ざっぱに言うと非常に分かりやすくなるかなという気がしまして、銀行から100万円借りたと、10年年賦で払うと、そんなわけで今年は10万円なにがしを返済しなければならないと、それが我が家の総収入の何割りになるかという話だろうなというふうに思っておりますが、それでよろしいかどうか。

それから、将来負担比率というのは、いろいろ難しいことが書いてあるのだけれども、言ってしまうと、行政需要に使われる毎年のお金を切り詰めてでも、いわゆる借金の返済に充てなければならない。その借金というのは、起債も、それからほかの借入金もあるでしょうけれども、それはどのぐらいあって、それが財政規模に比べてどういう比率になるかということだろうというふうに推測するのです。

そうすると、例えば今さっきの銀行から100万円借りたという話で言えば、銀行から100万円借りたのだけれども、預金が100万円あると。それ崩せばすぐ返せるのだというときは、生活費に食い込まないで返せるわけですよ。そういうような考え方かなと思うので、それを前提にしてお話させていただこうと思いますが、まず監査委員にお聞きします。監査委員の意見書は、非常に簡にして要を得ているのです。それで、実質公債比率については、早期健全化基準というのがあります、25%ですか、それを下回っているから問題ない、こういうふうに書いていますね。それから、将来負担比率についても350%を下回っているから問題ない。これしか書いてないのです。だけれども、これあれでしょうか、24.9%でもいいのだという意味ではないのではないかなという気がするのです。349.9%だから下回っているから問題ない、そのつもりで書きましたとは恐らくおっしゃらないと思う。そうすると、監査委員としては、厚岸町のこれらの係数はこのくらいのところに置いておいてほしいというものは持っていると思うので、それを示していただきたい。もちろん、なぜそういう数字を出すかということを含めて示していただきたい。これが1点です。

それから、実質公債比率を全道の一覧表が出ておりますので、実質公債比率、将来負担比率、ちょっと見てみたのです。そうすると、他市町村の動きも、1年、2年というあたりは分かりました。それで見ると、実質公債比率に大きな変動のある町というのは、ちょっと見当たらなかった。ところが、将来負担比率になると、ある町は、令和2年は75.7だったのが、令和3年は2.2になると。こういうふうに大きく変動する例もあ

るのです。なぜこうなるかというのは、人の町の懐なのでちょっと分かりませんが、それで、そういう事例の話はちょっとこっちへ置いて、純然たる話でもって言うと、大きな事業を行って、多額な起債を背負ったりすると、当然数字は変わりますよね。そういうこともあると思う。それで、先ほど来議論が出ておりましたが、心和園の建て替えで40億円だ、50億円だというような数字が出てくるようですが、これ全部起債にしたら、将来負担比率はぐんと上がるでしょう。そうすると、そういうふうにしないようにいろいろな、補助金だとかいろいろな有利なものを使っていこうということになると思うので、そういうときに将来負担比率はこのあたりまでに押さえておかなければだめだというようなものを、財政の運用の任にあたっている担当者はそれなりにまた持っていると思うのです。それは、なぜそのぐらいの数字の範囲内に置いておいたらいいたいと思っているのか、それを含めて、財政運営を担う担当者の考え、これも示しておいてもらいたい。

それからもう一つは、備荒資金超過納付金を含めるといって、これだけ数字が変わるのだということを今回は示していただきましたので、大変にありがたいと思っています。これは明確にしていかなければならないということは、昨年か、その前だったか知らないけれども、私も言ったような記憶が多少あるのです。それは結局、公債比率が実質公債比率になり、それまでなかった将来負担比率というようなものも財政健全化法の中で明確にしなさいと。しかも、これは町民にきちんと示しなさいという法律ができたのは、要するに隠し部屋をつくらないということだと思っております。その意味で、今回こういうものをきちんと出していただいたということは非常にありがたいことだと、そのように評価しておりますが、将来負担比率は今回分かりましたが、これ、実質公債比率の場合にはこういう備荒資金超過納付金のようなものは数字の中に折り込まれているのでしょうか。それとも、またこれも別枠なののでしょうか。そここのところがちょっと分からないものですから、それを説明していただきたい。

それと、昨年の広報あつけしで健全化判断比率、説明がありましたが、そのときに、この備荒資金超過納付金を折り込むところなのだよという話はたしか出てなかったと思うのです。これはやはりそういうところまできちんと公表していくということが大事だと思うのです。それをしないと、悪く取られると黒字隠し、赤字隠しの問題に入っていく恐れがありますので、決してそういうことでやっているのではないということはいくぶん分かっている、私はそうは言いませんけれども、そういうことを含めて公表は大事だろうと、そのように思いまして、ちょっとこれは一言お願いなのですが、今申し上げた3点についてご説明をいただきたい。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 2 時58分休憩

午後 2 時59分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

代表監査委員。

- 代表監査委員（黒田監査委員） それでは、私のほうから申し上げますが、前年度の決算委員会でもご質問者からのありがたいご指摘を受けまして、今回も意見書を見直す機会がお与えをいただいたということは、監査委員としても心より感謝を申し上げる次第でございます。

種々協議をして今回もこの意見書を出してきたのですが、企業会計の決算が厳しい、厳しいと、非常に決算の段階で独立採算性が危ぶまれているという言い方をしながら、今までちょっと良好という言葉を使っておりましたので、そういう部分では、むしろ問題ないという形に文言的にはさせていただいたつもりなのです。それでも書き方として、下回っているから問題ないということなのでございましょうが、この意見書のその前に表があって、例えば将来負担比率であれば、早期健全化基準と、この350と82.4、これ一目瞭然でございますので、そういう意味では、この基準を大幅に下回っている、この程度であれば問題はないであろうということ、現段階では問題ないというような形にしております。それが349とか300を超える、200を超える、そういう段階になりましたら、それはそれでこういう書き方はやはりできないのかなということ、またその段階ではその段階での監査委員の意見の書き方というものが出てこようかと思いますが、現段階では問題がないと、この表からしても大幅に下回っている、大きなギャップ、大きく下回っている、とりあえず問題ないものと斯様に思われるということで、このようにさせていただいたところでございしますが、一応そういうことでございます。

監査委員として、幾らがいいのか、どの程度が適当なのか、これは監査委員としてはちょっと言えないところであります。もちろん低ければ低いほど、それはいいのです。ただ、一概に比率が低ければ低いで、町民が望む事業、何もやらないでお金ばかり貯めていけば比率は当然下がります。逆に言えば、高ければ駄目なのかと言うと、ご質問者が昨年たしか決算委員会で何回もおっしゃいましたけれども、行政の質、行政サービスの質とか中身というようなお話をされました。単なる数値とか比率ではなくて、やはり大事なのは行政が町民の需要に応じて、しっかりとそういう大事な仕事を、やらざるを得ない仕事をきちんとやっているかどうか、それが一つの判断基準になる。ですから、その決定権は監査委員が持っているのではなくて、皆様議会がお持ちです。議会が決定権を持ち、予算承認権をお持ちです。行政は執行権と予算提案権を持っております。そこらで大いに、この議会で議論をしていただいて、町政をいのように導いていただければいい。監査委員としては、ここで決まった、そういうことを行政がきちんと議会のとおり誠実に真摯に執行しているかどうか、それをチェックするのが監査委員でございまして、申し訳ないのですが、この場で幾らから幾らはいいい、幾ら以上超えたら駄目だよなんて、我々は決定権がございませんので、申し訳ございませんが、そのあたりはご容赦をいただきたい。

ただ、一応今年の決算委員会の前に、やはりこの数字が上がってきまして、財政担当といろいろヒヤリングをやって、レクチャーを受けながら、全部書類を簿冊、1冊全部チェックするわけですが、その中で、やはり分母が標準財政規模、つまり標準税収入と普通交付税、臨時財政対策債というのがありますが、これは普通交付税の延べ

払いでございます。ですから、税と普通交付税が分母でございます。標準的な1年間の恒常的な一般財源です。それを超える負担を、つまり100を超える、それが一つのメルクマールとして監査としては警鐘を鳴らさざるを得ないのかなと。一応今回は口答で、先ほど報告の段階で大型起債事業をやるときは十分に比率の上昇にご留意くださいと、そういう口答では言っておきましたけれども、意見書の中には文言として、今もれる段階ではございませんので、一つの100を超える、その段階では意見書の中でも警鐘を鳴らして、大型起債事業をやるときは十分にこの比率の上昇にご留意くださいよということで意見書に記載していこうと斯様に存じておりますので、どうかご容赦をいただきたいと思えます。

いずれにしても、意見書の作成、本当に私自体も未熟なものでございますので、もろもろの研修、研究、これからのことも考えながら、その材料として、事務局共々、今後とも勉強していきたいと斯様に存じておりますので、どうかご質問者も、今後とも暖かいご指導、切にお願いをする次第でございます。

以上です。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） まず担当として、その将来負担比率がどの位置であれば適正化というところでございますが、低ければ低いでよろしいのですが、先ほどちょっと代表監査からも意見がありましたように、100を超えるとどうなのだということで、これは逆算を私たちもちょっとしてしまして、例えば今回の場合ですと、備荒資金入っていない数字でちょっと述べさせていただきますが、82.4%、これが100になるということは、今の地方債の現在高、これ125億円入っておりますけれども、これにプラス30億円、これがプラスになりますと100を超えます。ただ、そのこの要素の中には、この分母である基金、もしくはこの基準財政需要額の算入見込額ということで、これ⑫番のところは起債を借りた際、例えば過疎債でいきますと7割入ってくるということで、基準財政収入額を差し引かない、そのまま7割の数値がここに入ってきます。それを加味しないで30億円を足すと、この将来負担比率、今のベースでやると100になるということでございます。

大事なのが将来負担比率の100はあるのですけれども、今度これの借金を返していく場合、先ほどちょっとお話しました、出ていました実質公債比率、これも単純に私ちょっと計算したのですけれども、今から、例えば入っている数字から十何億円償還しておりますが、これプラス2億円足すと、これを3年平均となりますと17.4%となります。これがその年の2億円プラスアルファ返さなければならないと。単年、1年、2年はその2億円をプラスアルファのお金を返していくことはできるのかもしれませんが、それが3年、4年になりますと返していくことが難しくなるのではないかと。そうなりますと、将来負担比率に充当可能基金、この基金を取り崩さないで借金を返していけない。これがのしかかると、さらに将来負担比率が上がるということになりますので、ここの整合性を大事にしていかなければならないと思っております。

それと備荒資金の関係でございます。実質公債比率の中には備荒資金が入っているの

かということでございますが、議員言うように、その年に借金に払う負担割合が幾らなのかと。その借金に対しては、もちろん交付税措置もありますし、いろいろな収入も入ってきます。それを充当したのが実質公債比率になりますので、今回の備荒資金の部分はこちらには参入はされてはおりません。

それともう一つが昨年広報のほうへ備荒資金載せてなかったということでございます。昨年は正式に備荒資金を載せたものを議会に提出はさせていただきます。それを今年度から正式にこれを出させていただきます、広報には、参考でございますが、備荒資金を含めた数値のほうを表記をさせていただきたいと思っております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 代表監査委員から、非常に縷々丁寧なご答弁をいただきました。大事なのは議会なのだぞと玉を投げ返された。野村監督が全盛期の現役のときのように、強肩のキャッチャーから玉が返ってきたなど、そういうような感じがいたしました。こちらもよくそのところ腹に据えて、今後の審議をしていきたいと思っております。

それで、具体的に100%という数字が出てきましたので、これは一つのめどとして考えていこうということで思いました。

それからもう一つ、公債比率のときにといった時代、一般財源、一般会計だけで考えていた。そのときには、たしか20%か25%になるといって、当時の国のほうからいろいろなものが来たのではないかと思うのです。大体15%になると、もう黄色信号がつくというような話でしたよね。大体12%から13%ぐらいの黄色信号がついたり消えたりするあたりでもって財政運用していくことによって健全と言える財政運営を保ちながら行政サービスを行っていくと。もっともっと比率を下げることはもちろん可能なだけけれども、それは何もしないで寝てればいいのだと、さっき代表監査委員がおっしゃったようなことになるので、これは決して誉められたことではないというような話を当時いろいろ財政に強い先輩議員や、あるいは担当の方から聞いた記憶があります。考え方としては同じようなことが今の実質公債比率でも言えるのではないかと。それで今17というような数字が出てくると、これはちょっときつくなるよというお話を聞いたので、そうすると、かつては一般会計だけで言っていた、それと同じようなことを考えればいいのだなというふうに思ったのですが、それでいいでしょうか。

それからもう一つ、ちょっと気になるのは、全道平均を見てみますと、実質公債比率で厚岸町は11.5なのですけれども、全道平均というのは6.9なのです。それから、将来負担比率を見ても、81.9、実質的には57.2というのが厚岸町の数字というのですが、これ全道平均で言うと26.7なのです。そのあたりを、全道平均がこうだからそれに合わせなければ駄目だと言っているわけでは決してないのですけれども、ちょっと厚岸はそれらに比べると大分上を行っているのかなという気がしまして、そのあたりに懸念材料というものはないのでしょうか。これは監査委員としてはどう考えているか。それから運営担当者としては、そのあたりは気にする必要はないというふうに考えているのか。もしそうであれば、その理由は何なのか。このあたりをご説明いただきたい。

●議長（大野議員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） ちょっと私のほうで他町村のどうこうというデータは持ってありませんが、昔確かに公債比率、それから地方債制限比率というものを出して、今で言えば地方債制限比率なのではないでしょうか、3か年の平均をして、やはり同じ方式で出したのですが、確かによその町とは少し高いかもしれません。ただ、それは、大型の起債事業をやらなければ、さっきの議論になります、大型の起債事業をやらなければ比率は上がりません。事業をやれば比率は上がります。なぜなら、ベースになる標準財政規模、さっき言いました標準税収入と、40年前の私が財政係長をやっていたときの、それと55億円とさほど標準財政規模は変わらないのです。税が増えると交付税は減ります。税が減ると交付税が増えます。こうやって一進一退で全体的には標準財政規模はあまり基本的には変わっていないと思います。例外的には、小泉さんのときぐらいはぐわっと分母が縮小して、皆さんががっと上がったと思いますけれども、今はそんなことはないと思います。ですから、そういう流れで、事業をやれば、やはり将来負担比率もそうですし、実質公債比率も上がるのですけれども、他町村がどうかこうとか、いろいろな価値観、いろいろな判断材料があります。他町村がこうだからやめようや、それから財政が危ないから防災関係の事業はやめようとか、いろいろなそれらの判断の選択肢はいろいろあると思いますけれども、そのあたりは、もちろん低いほうがこの実質公債比率、確かに昔と比べて、一般会計だけではなくて実質的に全町見ようと、夕張のあれを見て、それはいいのですけれども、そのあたりは監査委員がとやかくということではなくて、同じことを言って恐縮なのですが、低いほうがいいのですけれども、そのあたりの行政の質と申しましょうか、町民の需要と、それからコストデメリットを負う負担と、例えばものを建てるインフラメリットというの、つまりメリットとデメリット、比較考慮した上でしっかりと議会で行政とレクチャーをしながら話し合っただきたい。監査委員がとやかく言うことではないということですので、どうかご容赦のほどお願いいたします。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

私の先輩である代表監査が全部しゃべっていただいたような形にはなったのかなと思うのですけれども、担当者としては、やはり町民のニーズに応えた、事業は進めてきた結果だと言いたいところではあります。ただ、数値がどうなのかということですので。他の町村で行きますと、やはり先ほど出ておりました75.7が2.2になったと。これは地方自治法の241条の基金、これが充当が、やはりふるさと納税が多額に基金に積みさったということで、この比率が下がったということですので。本当に私どもも担当者としてはうらやましい限りだと。このふるさと納税が本当に倍になるようでしたら、もう将来負担、考えなくてもいいのかなと思うところですので。やはりこの数値が本当に全道でこうやって出ているということは、まさに今の財政状況をこういうふうな状況だということになっております。

そういった中では、同じような答弁になってしまうところですが、やはり町民サービスの維持を図る、今のサービスをソフト面、まずは進めていかなければならない。これをもし軽減するのであれば、本当に基金残高が貯まってきます。そうすると将来負担ももちろん減ってきます。また必要なハードもやめれば減ってきます。ただ、やはり行政として、この町民サービスをやはり進めていく上では、ソフト、そしてハード、これをどうやってバランスをよく進めるか、これが一番の難しいところでございますが、やはり自主財源の努力、経費の節減、これに尽きると思います。

それと、やはりこれからは建物を建てる場合は複合施設的なもの、また防災、環境に配慮した建物を建てていかなければならないですし、先ほどから出ていました特別養護老人ホームも、まだ今そういった防衛局のほうに交渉している最中でございますので、これがどういうふうになっていくかございません。ただ、その建物自体も少しでも規模を縮小しながら、私たちの収入に見合ったものを建てていかなければならないのが、そこがちょっと難しいところではございますが、答弁としてはすごい難しいところでございます。そういった中では、少しでもこの比率をよくするように、収入、そして支出、こちらのほうを徹底的にやはり見直ししながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 2回目の質問で聞き損なったことが一つあったので、それを付加しておきます。こういうふうに全道平均と比べると、厚岸町が非常に高いわけですね。高い順番に表ができていたのですが、非常に上部のほうに厚岸町という名前が出てきます。一番は夕張です、いまだに。これ、そのときに私なりにふと頭に浮かんだのは、やはり下水道事業というものが厚岸町のこういう財政を何であろうと非常に大きな負担をかけているのかなと。そういうことが一つの要因なのかなと。それであれば、それが終わると随分と楽になっていくわけですが、というふうに考えていいのかなと思ったのですが、このあたりはどんなものなのでしょう。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

全道平均を見たときに、下水道の影響は、ちょっとどこの町村がどうとは分かりませんが、やはり健全化の実質公債比率、それと将来負担比率にはもちろん下水道会計に対する一般会計の負担、こちらのほうが入っております。これは下水道だけではなく、簡易水道、もちろん水道会計、病院会計、全部一般会計が負担しなければならない。これは計算式、ちょっと複雑でありますので、簡単にこれがこうということはございませんが、その負担に対する一般会計の部分がこちらに入っているということで、もう少し全道的な平均の分析をやはりする必要があるのではないかなと思っております。そういった中では、ほかの町村もいろいろと見ますと、建設業が進んでいるようなあるのですけれども、比率が何か上がっていないというのはちょっと不思議なところがございませぬ

で、そういうところもちょっと参考で勉強させていただければと思っております。

- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

- 議長（大野議員） 日程第4、議案第79号 令和4年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第79号「令和4年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

この提案は、令和4年度厚岸町水道事業会計における未処分利益剰余金の処分をすることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、処分の内容についてであります。令和4年度厚岸町水道事業会計における当年度未処分利益剰余金8,301万1,703円のうち、積立金に関しては、将来老朽化した施設の更新など、投資に関わる財源は多くを企業債に頼る状況です。人口減少などにより、給水収益が減少している中、企業債の発行の抑制を図るため、500万円を減債積立金に積み立て、1,800万円を建設改良積立金に積み立て、3,393万5,533円を資本へ組み入れ、残余の2,607万6,170円を収益的収支に不足が生じた場合、あるいは災害や突発的な施設修理など、緊急的な対応が必要となった場合に備え、繰り越すものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

- 南谷議員 本剰余金の処分については異議はございません。こういう処理をされるということについては理解をさせていただきました。そこで1点だけお尋ねをさせていただきます。今回このような処理をされるのですけれども、積立金、それから資本へのそれぞれ組み入れされるのですけれども、当初、水道課のほうでは水道事業会計、長期計画を今やっています。この予算をつくる段階、令和4年度の当初計画をつくる段階での構想というのはあると思うのです。これと比較して、今回のこの処理というものは、この

ような結果に至った。この結果を水道課としてはどのように捉えているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 当初はご質問者言われるように、この繰り越そうとする2,600万円、これを3,000万円ほどと考えて執行してきてございましたが、このたびの令和4年の決算状況については、何とか料金改定を4月からさせていただきまして、黒字、利益を出すことができたのですが、給水収益の10.8%の改定でしたが、結果8.7%と、少し人口減少も影響しているのか、少し少ない状況にございました。なお、一方、支出のほうに関してなのですが、物価高騰あるいは電力の高騰などが影響しまして、今回の結果になったということに我々は結果として判断したところです。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第5、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が行った所管事務についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり、了承することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第6、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委

員長から提出されております。

お諮りいたします。本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり、承認することに決しました。

●議長（大野議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、令和5年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時28分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和5年9月8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員